

平成 30 年度第 12 回開成町課長会議

日時 平成 31 年 3 月 19 日（火）13 時 30 分～15 時
場所 中会議室 B
進行 保健福祉部長

1. 町 長

2. 行事予定について（裏面のとおり）

3. 議 題

（１）第三次定員適正化計画改定版について（総務課）【10 分】

（２）平成 31 年度職員研修計画について（総務課）【10 分】

（３）第五次開成町総合計画後期財政計画について（財務課）【5 分】

4. その他

自治活動応援課	平成 31 年度自治会長会議の日程について【2 分】
税務窓口課	繁忙期（年度末）及び天皇の即位に伴う 10 連休の休日窓口開設について【5 分】
環境防災課	開成町浸水対応訓練実施結果について【5 分】 感震ブレーカー設置推進事業進捗状況について【3 分】 職員情報受伝達訓練結果について【3 分】
福祉課	ねんりんピックかながわ 2021 について【5 分】
保険健康課	国民健康保険に係る平成 31 年度税制改正について【5 分】 介護保険料における低所得者の保険料軽減強化に係る 2019 年度の対応について【5 分】

5. 副町長

第三次開成町職員定員適正化計画（改定版）

1 第三次開成町職員定員適正化計画改訂版の位置づけ

開成町では、これまで平成 25 年度から平成 30 年度までを計画期間とした第三次定員適正化計画を策定し定員管理を行ってきました。この計画期間中に目標職員数 123 人を達成することができましたが、一方で、教育委員会事務局に指導主事を割愛採用し、町職員として配置することや開成幼稚園における 3 年間教育の導入が決定（平成 31 年 4 月から開始）されるなど計画期間中、想定していなかった事情が出てきており、現計画の目標職員数では、人員に不足が生じる見込みです。また、新庁舎建設に合わせて機構改革を実施する予定であること、さらに、国では公務員の定年延長制度議論が本格化し、定年を段階的に 65 歳まで引き上げる方針が示されており、現時点では、平成 33 年度（2021 年度）から定年延長制度が導入される予定です。平成 31 年度中には、定年延長制度について一定の方向性が示させる見込みであるため、町としては、国の定年延長制度の議論の方向性も考慮しながら、次期の職員適正化計画を作成することが妥当であると考えます。したがって、平成 31 年度の 1 年度限りを目標年次とする第三次開成町職員定員適正化計画改定版を定めるものとします。

2 計画の期間

第三次開成町職員定員管理計画改定版は、平成 31 年度の 1 年度限りの計画期間とします。

3 職員数の推移

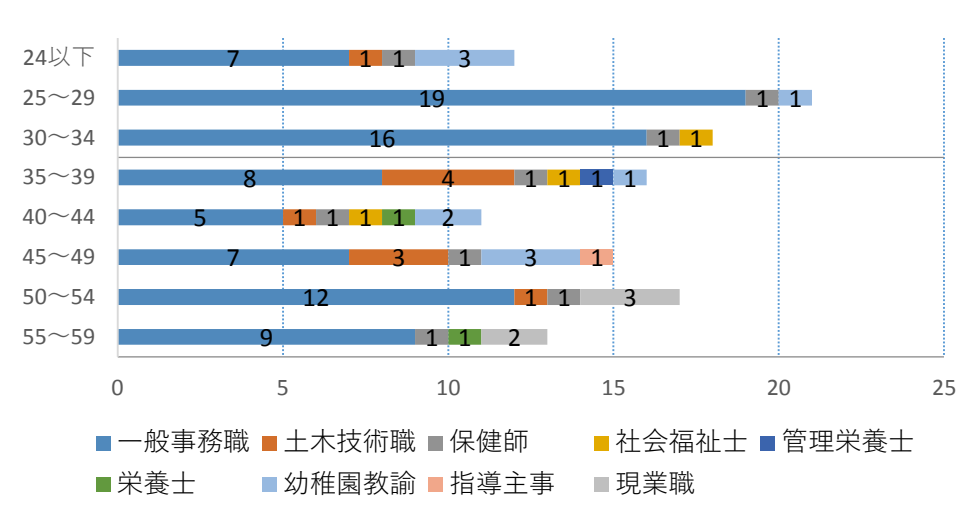
第三次定員適正化計画期間中（平成 25 年度から平成 30 年度）の町の職員数の推移は、下表のとおりです。
(各年度 4 月 1 日現在、単位：人)

部 門	区 分	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
一般行政 (議会・総務・企画等)	目標数	72	76	78	79	80	80
	職員数	75	77	75	81	83	84
	(増減)	3	1	△3	2	3	4
特別行政 (教育委員会)	目標数	29	31	30	28	27	27
	職員数	29	30	28	28	28	28
	(増減)	0	△1	△2	0	1	1
公営企業等 (上下水道・国保・介護等)	目標数	11	16	16	16	16	16
	職員数	11	12	11	12	10	11
	(増減)	0	△4	△5	△4	△6	△5
合 計	目標数	114	119	121	122	123	123
	職員数	115	119	114	121	121	123
	(増減)	1	0	△7	△1	△2	0

平成 25 年度から平成 26 年度までの間は、概ね計画通り採用することができましたが、平成 27 年度から平成 29 年度までの間は、職員数の目標数に達することができませんでした。目標数を達成できなかった主な理由は、採用内定者の辞退により職員数の計画的な確保ができなかったことや早期退職が増加したことなどがあげられます。第三次定員適正化計画最終年度である平成 30 年度は合計目標数である 123 人を達成しました。

4 職員の年齢構成

町職員の年齢構成は、下図のとおりです。

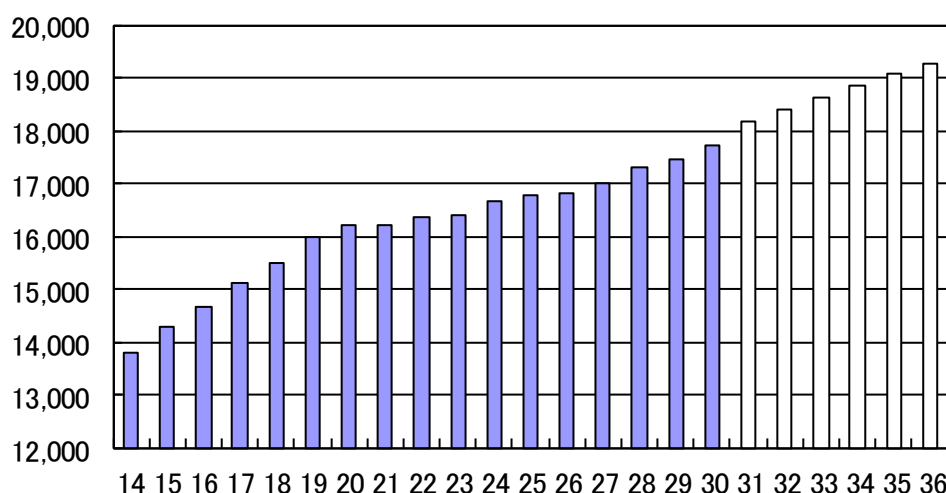


※平成 30 年 4 月 1 日現在

一般行政職 106 人のうち、平成 22 年度から平成 26 年度に退職者が多かったことから職員の採用が多くなったため、25 歳～29 歳の若年層の職員が 20 人（18.9%）と割合が高くなっています。

5 人口の推移

一方、町の人口は、これまでの基盤整備事業の成果として、開成駅周辺地区を中心に平成 14 年から増加し続けております。人口の増加は、今後もしばらく間は続くことが見込まれています。



(出典)平成 30 年度まで:統計かいせい ※10 月 1 日時点の人口

平成 31 年度以降:「第 5 次開成町総合計画」における平成 36 年度の人口推計結果から、毎年度均等に増加するものとして推計

6 類似団体との比較

職員数を客観的に比較する指標として、毎年総務省が行う定員管理調査に基づいて作成された「類似団体別職員数の状況」があります。これは、全市区町村を人口と産業構造を基準に市で 16、町村で 15 のグループに分けて人口 1 万人当たりの職員数の数値を算出し指標としたもので、この指標との比較は次のとおりです。

開成町 83 人 類似団体 123 人 比較 △40 人

平成 29 年 4 月 1 日現在 一般行政職員数

類似団体のグループ 人口規模 15,000 ～ 20,000 人未満

産業構造 第 2 次、第 3 次産業従事者割合 80%以上

かつ第 3 次産業従事者割合 60%以上

町村類型 I V—2 型 全国 61 団体が該当

全国と同規模の類似団体に比べ、職員が 40 人少ない結果となっています。

開成町の一般行政職員数は類似団体 61 団体中、7 番目に少なく、全国平均職員数は 123 人です。また、1 万人当たり職員数は、48.05 人であり、全国平均は 71.18 人で約 23 人少ない職員数という結果となっています。よって、開成町は、極めて少数の職員数であるという結果となっています。

※本計画の基準日は原則、平成 30 年 4 月 1 日としておりますが、この項目においては、国の調査結果が発表されていないため、基準日が平成 29 年 4 月 1 日となっております。

7 平成 24 年度業務量調査結果について

平成 24 年度に実施した業務量調査の結果、現在の開成町は、

- ①高い専門性が求められる「財政・税部門」、住民サービスに関わりの深い「福祉部門」、まちづくりに関連する「まちづくり・産業部門」などで、正規職員が不足している。[約 7 名分の不足]
- ②専門員、非常勤職員及び再任用職員の代替職員が、本来、正規職員が担うべき業務の一定割合を代替している。[代替職員 13 名分の正規職員が不足]
- ③将来の人口増に伴い、住民サービス関係業務の増加が見込まれる。[約 3 名分の増加見通し]

という結果になりました。

8 3年間教育の開始について

本計画策定時には見込めなかった新たな行政ニーズとして開成幼稚園における3年間教育の導入があります。近年、核家族化や雇用形態の変化などを背景に、子どもが親や家族と接する時間が減少しており、幼稚園や保育所における幼児教育には、家庭の教育力を保管する役割が求められていることを受けて、町では、「生きる力」の基礎を培う就学前教育の充実を図るため、平成31年4月から開成幼稚園において3年間教育を実施します。このため、必要な幼稚園教諭の確保も必要になります。

また、時代の変化に伴い、一般職員では対応困難な行政課題やケースも増えてきており、このような事案に対応するため専門職の確保も必要となります。

9 計画目標と考え方

平成31年4月1日に125人の職員数とする。

年度別目標数

(単位：人)

	29年度	30年度	31年度
一般行政 [前年度比]	83 [－]	84 [＋1]	85 [＋1]
特別行政 [前年度比]	28 [－]	28 [±0]	29 [＋1]
公営企業等 [前年度比]	10 [－]	11 [＋1]	11 [±0]
計 [前年度比]	121 [－]	123 [±2]	125 [＋2]

一般行政部門においては、複雑多岐にわたる行政課題を解決するため、専門職を1名確保します。特別行政部門においては、開成幼稚園における3年間教育開始のため、必要な教諭数を1名確保することとし、平成31年度に定員管理職員数125人とすることを目標とします。

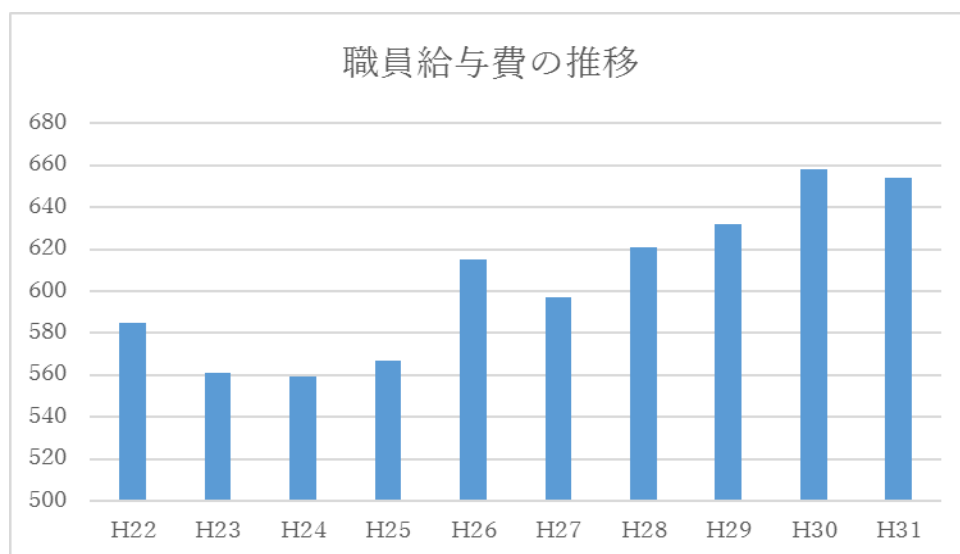
10 第三次定員適正計画改定版の考え方

第三次定員適正化計画改定版の考え方は、平成24年度に業務量調査で算出した職員数(123人)に、幼稚園3年間教育開始にともなう幼稚園教諭の増を加味することとしています。また、国では公務員の定年延長の議論が本格化し、平成31年度中には方向性が決まる見込みであることから、改定版の計画期間は平成31年度限りとしています。

11 人件費の推移の見込

職員数の増加に伴い、人件費のうち職員給は、平成28年度以降増加しています。本

計画により、正規職員の増員が進むとともに、再任用職員の増加により、人件費は増加を続けることとなりますが、本計画期間中（平成 31 年度中）にあつては、平成 30 年度の 6 億 6,000 万円を上限とします。



1 2 今後の退職予定者数

計画期間中（平成 30 年度～平成 31 年度）の退職予定者数は次のとおりです。

	29年度 参考	30年度	31年度
一般事務職	3	4	2
土木技術職	0	0	0
保健師	1	1	0
社会福祉士	1	0	0
管理栄養士	0	1	0
栄養士	0	1	0
幼稚園教諭	0	0	0
現業職	1	0	1

※各年度中における退職者予定者の人数（定年退職者）

定年延長制度が導入された場合、数値に変動があります。

1 3 採用計画

計画期間中（平成 30 年度～平成 31 年度）の採用予定者数は次のとおりです。

	29年度 参考	30年度	31年度
一般事務職	6	1	2
土木技術職	0	1	2
保健師	0	1	1

社会福祉士	1	0	1
管理栄養士	0	1	0
栄養士	0	0	1
幼稚園教諭	1	1	1
指導主事	0	1	0
現業職	0	0	0

※ 各年度4月1日における採用予定者数の人数(採用者数)

※ なお、今後、定年延長制度が導入された場合、採用職員数に変更が生じることがあります。

1 4 主な定員適正化の手法

定員適正化は、職員の「数」の適正化だけでなく、職員が担う「業務」及び職員が属する「組織」の適正化と同時に進める必要があります。

計画目標を達成するための主な定員適正化手法は次のとおりです。

(1) 業務の適正化

①住民サービス業務、企画・専門業務の充実

開成町では今後も人口の増加が見込まれていることから、これに伴って住民サービスが低下しないように努める必要があります。新庁舎建設に合わせ導入する予定のワンストップ・サービスを円滑に行うため、職員の接遇力の向上に努める必要があります。

②事務事業の見直し

あらゆる事務事業のうち、経費や労力に比べ行政効果の薄いもの、類似性が強く統廃合が可能なもの、存在理由が希薄化しているものなどについて、縮小、統合、廃止など、事務事業の整理・簡素化を進めるための見直しを行います。

③外部委託の推進

外部委託化については、行政責任の確保、公共性の確保、町民サービスの維持向上、効率性・経済性の確保を基本とし、委託化できるものについて委託の推進を図ります。特に、窓口業務の外部委託について検討を進めてまいります。

また、既に委託している業務については、随時委託後の状況の把握に努めるなど適正な管理に務めます。

④ＩＣＴ（情報通信関連技術）を活用した働き方の見直し

事務処理の省力化や市民サービスの向上を図るため、さらなるＩＴや電算化を進め、事務事業の正確性の確保と簡素・効率化を図ります。

働き方改革を進め、超過勤務時間数を削減し、仕事と余暇の充実（ワークライフバ

ランスの推進)を進めます。

⑤ 住民との協働の取組み

住民及び各自治会との協働による水準の高い住民サービスを提供していきます。

(2) 組織の適正化

①組織機構の見直し

開成町では、今後、人口増加に伴い、住民サービス関係や福祉関係の業務量が増加していくことが見込まれます。また、平成 32 年度(2020 年度)には新庁舎による業務を開始します。これに合わせ、高度化・多様化する町民ニーズを的確に捉え、対応することができる組織機構の見直しについても検討します。

②専門員、非常勤職員等の活用

開成町では、高度な知識・経験を有する人材を専門員として登用しているほか、業務量の増加を補う措置として、非常勤職員を活用しています。今後も、これらの職員が担うべき役割を明確化した上で、費用対効果を勘案しつつ有効活用を進めます。

③特定・一般任期付職員の活用

計画的な職員採用とあわせて専門性の高い分野については、特定任期付職員の活用を検討していきます。また、育児休業等、職員が長期に休職する場合や、一定期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務については、業務の状況を勘案しながら一般任期付職員の活用を進めます。なお、これらの任期付職員にあっては、職員定数内の職員として扱います。

④再任用職員の活用

経験豊富で専門的なスキルを有する再任用職員を積極的に活用します。特に職員の年齢構成データにあるように若年層職員の割合が高いため、再任用職員による経験に基づく指導、専門的スキルの伝授など若手人材育成の重要な柱として再任用職員を積極的に活用していきます。

(再任用職員数の推移)

(各年度4月1日現在、単位：人)

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
採用職員数	3	3	6	5	6	5

(3) 人材の適正化

①人材育成の推進

一般行政職の約 36%を占める 25 歳から 34 歳の若年層職員の早期育成を図り、開成町を支える人材の強化を進めます。

②職員の資質向上と能力開発

町では、平成 30 年度中に策定予定の開成町人材育成基本方針の「求められる職員像」として「時代の変化に適応できる高い能力と意欲を持ち、与えられた職務に積極的に取り組む職員」と規定しています。職員一人ひとりが時代の変化に適応し、高い職務遂行能力を向上させるために効果的な職員研修を実施していきます。

また、人事評価制度を活用し、評価結果を人事管理の基礎として任用等に活用していくことで人材育成を推進していきます。

③能力を最大限発揮できる職場環境づくり

時間外勤務縮減のために計画的な業務管理、ノー残業デーの徹底、勤務時間の弾力的運用などの取り組みを推進します。また、職員のハラスメント防止やメンタルヘルス対策を行うことで、職員が働きやすい職場環境づくりを推進していきます。

15 計画の見直し

新たな行政需要、組織機構及び業務等に見直しに伴い随時計画の見直しを行うこととします。特に、国では、公務員の定年延長制度議論が本格化しており、現時点では平成 33 年度（2021 年度）から導入予定とされております。制度の動向を注視しながら適切に計画の見直しを行っていきます。

平成 31 年度

開成町職員研修基本計画

開成町行政推進部総務課

今年度のテーマ 「話すこと」

(重点課題)

- 接遇の向上「あいさつ」「声かけ」「聴くこと」「話すこと」
- 市町村研修センター等での研修で高度な知識を習得し、実践する。
- 文書管理等、業務改善・働き方改革につながる研修の実施。
- 町民との対話や協働により、課題調整力を高める。

～組織力向上のために～

- 「ホウ・レン・ソウ」の徹底
- 仕事を属人化せず、マニュアル化などの仕事の共有化を図る。
- 課（局、室）内のコミュニケーション強化のため、積極的に課内でミーティングを実施する。
- 管理職・担当マネージャーが自ら率先して接遇向上などの実践を行い、部下への規範を示す。

1 基本方針

開成町人材育成基本方針（以下、「基本方針」という。）に基づき、各階層に応じた職員研修を実施し、基本方針に基づく職員像を目指します。

さらに、労働時間の短縮と生産性の向上を目指して「働き方改革」を実現すること、また「ワンストップサービス」の実現や「接遇の向上」などの直近の諸課題に対応するため、個人の資質の向上はもちろんのこと、組織力（チーム力）向上を目指し、そのための意識改革を促します。

2 行動基準

開成町では、基本方針に基づく職員像を実現するため、以下の行動基準を設定します。

- ① 町民の視点に立ち良質なサービスを提供できる職員
～町民目線で物事を考えることができる～
- ② 仕事の目的を考え、挑戦と改革を続ける職員
～仕事の目的を明確に意識することで、主体的に考え、自律的に行動できる～
- ③ 人とのつながりを大切にし、町民に親しまれる職員
～誰にでも親切で丁寧に対応し、信頼される人間性を備え、職員とのチームワークを発揮できる～
- ④ 複雑化・高度化する行政課題に的確に対応できる職員
～地域や町民ニーズを迅速かつ的確に把握し、的確な施策を実施することができる～
- ⑤ 高い倫理観と責任感を持ち、公平公正で誠実な職員
～法令遵守、説明責任等、常に町民から信頼される行動ができる～

3 研修の概要

職員の人材育成・能力開発のために職場研修や派遣研修（基本研修、専門研修、特別研修）を実施し、自己啓発のために通信教育講座の受講等への支援を行います。毎年度、策定する研修実施計画については、基本方針に基づく職員像を踏まえ、各階層に応じた能力を効率的に修得できる研修科目を設定するとともに、地方分権の進展により職員自ら政策を考え自ら実行する機会の増加をふまえ、法文理解を始めとした条例等制定能力を向上させる研修科目を設定します。

知識と経験を兼ね備えた技術職員の早期育成のため、技術職員向けの研修科目の充実を図り、重点的に知識の研鑽を促します。

また、職員のプレゼンテーション能力の向上を図るため、庁内講師養成研修に積極的に職員を派遣するとともに、対象実務に精通した職員による職場内研修の充実を図ります。

職員の接遇力向上を図るため、主査級職員に「接遇研修指導者養成研修」を必須受講とし、若手職員を対象とした接遇研修を実施していきます。

4 各種研修の実施概要

① 職場研修

日常の執務の中から問題を考える姿勢を求めながら、仕事を通じて職務の遂行に必要な知識等を実践的に学べる環境を作ります。経験年数・職階等に応じた知識や技能の習得、職員の教養及び社会常識等の向上を図るため、管理職の責任と役割を明確にしていきます。特に、接遇力の向上については全庁体制で重点的に取り組み、住民に親しまれる職員の育成を推進します。

また、平成 25 年度以降設置した大井町・開成町合同職員研修協議会等の近隣市町との協議会を活用し、それぞれとの共通課題解決のための研修を企画・実施し、併せて職員間の交流の促進を図ります。

※平成 25 年度以降設置した合同職員研修協議会については、企画を各市町から持ち寄り相乗りで実施する形態をとるため職場研修の扱いとしています。ただし、接遇リーダー研修などは、派遣研修扱いとします。

② 派遣研修

神奈川県西部広域行政協議会、県西一市二町（南足柄市、大井町及び開成町）合同研修協議会などの合同研修協議会、公益財団法人神奈川県市町村振興協会市町村研修センター、市町村職員中央研修所等の研修に職員を派遣して高度の知識を習得させ、資質の向上を図ります。

ア 神奈川県西部広域行政協議会

県西二市八町の広域で組織され、職員研修の共同開催等について検討・実施することを目的にしています。

イ 県西一市二町合同研修協議会等

近隣市町で組織され、職員研修の共同開催等について検討・実施することを目的にしています。

県西一市二町合同研修協議会 南足柄市・大井町・開成町

南足柄市・開成町合同研修協議会 南足柄市・開成町

足柄上地区 4 町合同職員研修協議会 中井町、大井町、松田町、開成町

ウ 神奈川県市町村振興協会 市町村研修センター

神奈川県の市町村職員の資質の向上と能力の開発を図ることを目的に各種研修が実施されています。

エ 市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）

地方分権型社会に向けて多様化する住民ニーズに則した市町村行政が推進されるよう、宿泊型の研修を通じて市町村職員の向上を図ることを目的に、全国規模の各種研修が実施されています。

○基本研修・・・公務員として求められる知識・技能の習得や能力の向上を図ります。

新採用職員

町職員として必要な基礎的知識を習得し、職員となった意識の確立と職場への適応性を養います。

初級職員（主事１級・２級）

初級職員として必要な基礎的知識の習得を図るとともに、公務員としてふさわしい教養を得ることにより、職務遂行上の適切な執務態度を養います。

中級職員（主任主事）

既に習得した知識等を整理させるとともに、職務遂行に必要な知識を得ることにより、積極的、計画的な執務態度を養います。

上級職員（主査）

監督者を補佐代行するための高度な能力と複雑多岐にわたる行政の適正な処理能力及び指導力を養います。

監督者職員（副主幹・主幹）

監督者としての責務と事務事業の正しい管理を認識させ、職場において実践するよう指導し、部下の掌握と指導の技法を養います。

管理者職員（課長級）

近代的、科学的管理の視野及び管理者の職務と役割を認識させ、併せて個人の経験、知識を調整させ、更に部下の統率及び指導の能力を養います。

経営層職員（部長）

総合的視野に立っての町行政の近代的、科学的運営の知識を学び、経営の役割に果たす判断と評価の能力を養います。

技能労務職員（現業職員）

公務員として必要な心構え及び態度を習得させるとともに、町政についての基礎的知識を与えて、職務についての自覚を高めます。

○専門研修・・・特定の専門分野について専門的知識と技能を習得させます。特に技術職員の知識の研鑽を重点的に行います。

○特別研修・・・特定の問題について必要と認められる都度、知識を与え能力の向上を図ります。

③自己啓発研修

職員の能力と資質の向上を図るとともに、自発的に学習する姿勢を養い、もって行政の円滑な運営に役立たせます。

ア 通信教育講座支援

イ セミナーへの参加

5 研修報告及び効果の測定

①研修受講前に学習目標を立て、派遣研修学習目標設定シートを作成（達成度未記入）し3日前までに提出することとします。

②受講が終了した日の翌日から起算して14日以内に、派遣研修報告書（第2号様式）に派遣研修学習目標設定シート（達成度記入済）を添付し報告することとします。

③基本研修のうち指定する研修については、受講後の効果確認のため3カ月後に、基本研修フォローアップアンケートを提出することとします。

第五次開成町総合計画後期財政計画

(平成 31 年度～平成 33 年度)

1. 計画策定にあたって

(1) 目的

平成 31 年度(2019 年度)から平成 36 年度(2024 年度)までの第五次開成町総合計画後期基本計画を策定し、平成 31 年度(2019 年度)から平成 33 年度(2021 年度)の後期基本計画前期 3 年の実施計画策定にあたり、後期基本計画期間の財政計画を策定します。

(2) 期間及び会計単位

- 期間は、平成 31 年度(2019 年度)から平成 33 年度(2021 年度)までの 3 年間とします。
- 会計単位は、一般会計とします。

(3) 実行性の担保

現在の厳しい経済情勢の中で、財政計画の実行性を高めるためには、綿密な財政分析による財政推計はもとより、不断的努力による健全財政の推進が求められます。以下の取組により、財政健全化を推進します。

- 税・料の徴収率の向上に努めます。
- 使用料や手数料、分担金や負担金等の適切な受益者負担のあり方について調査、検討し、随時見直しを進めます。
- 既存の事務事業を見直し、すべての経常経費について削減を図ります。
- 経費削減につながるアウトソーシングを積極的に導入します。

(4) 財政指標の管理

中長期における適切な行財政運営を執行していくために、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく財政指標の管理をしていきます。なお、財政指標については、統一的で比較できる「普通会計」を基準とします。

- 実質公債費比率…起債同意基準の 18%未満を保ちます。
- 将来負担比率…健全化判断基準の 1/2 である 175%未満を保ちます。

2. 財政推計について

財政計画は、平成 31 年度から平成 33 年度までの 3 年間について、歳入・歳出の項目ごとに過去の実績や将来の経済情勢見通し、人口動向などを勘案しながら一般会計ベースで作成したものです。

策定にあたっては、今後も健全な財政運営を行うことを第一に、後期基本計画に盛り込まれた実施計画事業の実施や事務事業等の合理化・効率化による行政経費削減効果を想定できる範囲で見込んでおります。

【歳入】

(1) 地方税

平成 31 年度当初予算額を基に、将来の経済見通しや人口動向を踏まえ、現行の地方税制度を基本に推計しています。

なお、特殊事情として 10 月からの消費税率改正に伴い法人町民税の税率改正の影響等を見込んでいます。

(2) 地方譲与税・交付金

平成 31 年度当初予算額を基に、将来の経済見通し等を踏まえ、現行の地方税制度を基本に推計しています。

なお、特殊事情として 10 月から実施する幼児教育無償化に伴う臨時交付金を見込んでいます。また、消費税率改正に伴う自動車取得税の廃止や替わって導入される自動車税環境性能割及び環境性能割の臨時的軽減による減収補填の地方特例交付金を見込んでいます。

(3) 地方交付税

平成 31 年度当初予算額を基に、後期基本計画に盛り込まれた事業の実施の算定結果を基に、記載に係る事業費補正や人口動向を踏まえ、現行制度を基本に推計しています。

(4) 分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入

平成 31 年度当初予算額を基に、後期基本計画に盛り込まれた事業の実施を踏まえ推計しています。

特殊事情として、10 月から実施する幼児教育無償化の影響を見込んでいます。

(5) 国・県支出金、寄附金、諸収入、地方債

平成 31 年度当初予算額を基に、後期基本計画に盛り込まれた事業の実施を踏まえ推計しています。

(6) 繰入金

期間内における繰入金は、後期基本計画に盛り込まれた事業の実施を踏まえ、財政調整基金及び公共施設整備基金等からの繰入金を見込んでいます。

【歳出】

(1) 人件費

職員数については、定年退職者の補充や再任用などを考慮して推計しています。

(2) 扶助費

平成 31 年度当初予算額を基に、後期基本計画に盛り込まれた事業の実施を踏まえて推計しています。

(3) 公債費

平成 31 年度予算を基に、後期基本計画に盛り込まれた事業実施等に係る地方債発行予定を考慮のうえ推計しています。

(4) 物件費

経常経費については、平成 31 年度当初予算額を基に推計しております。また、政策的経費については、後期基本計画に盛り込まれた事業の実施を踏まえ推計しています。

(5) 補助費等

経常経費については、平成 31 年度当初予算額を基に推計しております。また、政策的経費については、後期基本計画に盛り込まれた事業の実施を踏まえ推計しています。

(6) 普通建設事業費

平成 31 年度当初予算額を基に、後期基本計画に盛り込まれた事業の実施を踏まえ推計しています。

(7) 繰出金

平成 31 年度予算額を基に、後期基本計画に盛り込まれた特別会計の事業実施等を考慮のうえ推計しています。

★財政計画

(単位：百万円)

第五次開成町総合計画後期基本計画			
	(仮) 第1期実施計画		
	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
歳入			
町税	2,977	2,906	2,925
地方譲与税	36	36	36
税交付金	391	447	427
地方交付税	200	177	250
国・県支出金	1,166	1,024	1,117
繰入金	660	170	23
繰越金	186	330	230
町債	1,442	360	521
その他	577	336	335
歳入合計	7,635	5,786	5,864
歳出			
人件費	988	979	1,004
扶助費	1,230	1,274	1,298
公債費	459	467	483
物件費	1,117	1,185	1,251
維持補修費	10	8	8
補助金等	1,031	983	973
繰出金	294	314	326
普通建設事業費	2,376	460	284
災害復旧費	0	0	0
その他	130	116	237
歳出合計	7,635	5,786	5,864
	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
歳入合計	7,635	5,786	5,864
歳出合計	7,635	5,786	5,864
歳入歳出差引	0	0	0
財政調整基金残高	420	319	319
公共施設整備基金残高	200	130	250
教育施設等整備基金残高	68	68	45

3. 財政指標の推計

中長期における適切な行財政運営を執行していくために、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく財政指標の管理をしていきます。なお、財政指標については、統一的な基準で比較できる「普通会計」を基準とします。

平成 34 年度から平成 36 年度までの後半 3 年については、事業内容及び事業費が未確定であるため、財政指標に影響を及ぼす町債の発行及び公債費のみ推計し健全性の確認をします。

① 実質公債費比率と起債発行見込額

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率(3カ年平均：単位%)、毎年の償還見込額及び起債発行見込額（単位：百万円）

	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)	平成34年度 (2022年度)	平成35年度 (2023年度)	平成36年度 (2024年度)
実質公債費比率	7.5	8.4	8.7	9.2	9.9	10.5
公債費	459	467	483	525	565	549
建設事業債等	1,252	150	180	180	566	603
臨時財政対策債	190	210	341	319	301	249

財政の健全性を図る指標の 1 つである実質公債費比率は、新庁舎建設に向け地方債の発行を抑制してきたことから比率は大きく変動はしません。新庁舎建設に伴う事業債については、平成 34 年度から償還が始まるため、影響が生じ比率が高くなっています。

② 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率(単年：単位%)と起債残高(単位：百万円)

	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)	平成34年度 (2022年度)	平成35年度 (2023年度)	平成36年度 (2024年度)
将来負担比率	102	101.5	103.1	103.8	117.1	128.1
起債残高	6,855	6,699	6,786	6,808	7,156	7,503

将来負担比率に影響を与える起債残高は、新庁舎建設に伴う地方債発行に伴い増加します。平成 31 年度には 60 億円台後半となり、また、基金の取り崩しも相まって比率は悪化しますが、分母の標準財政規模も増えるため、102%にとどまります。

平成 35 年度から起債残高が再び増加していますが、これは駅前通り線区画整理事業のために町債の発行を見込んでいます(想定事業費約 40 億円、内約 20 億円の町債発行)。平成 35 年度からは単年約 5 億円の町債の発行を見込んだ場合では、計画期間中では平成 36 年度(2024 年度)に起債残高が約 75 億円となり、将来負担比率は 128.1%と見込んでいます。

4. 財政計画のまとめ

これまで分析したように、本計画では、後期基本計画に記載されている事業は、実施できると考えられます。

また、新庁舎建設や駅前通り線事業実施に伴い必要な町債を発行しますが、将来負担比率は120%台にとどまり健全性を保つことができます。

景気の回復が順調に進めばより安定した財政運営が行えますが、景気が著しく落ち込んだ場合や、地方交付税制度の改正等社会情勢が大きく変化する時には、実施計画を見直すことも必要になります。引き続き国政や経済の動向に注意を払う必要があります。

この財政計画は、徹底的な歳出の削減、費用対効果の検証、適正な受益者負担、税・料の徴収率の向上などの健全財政の基に成り立っており、これらの実現がなされてこそ、実施計画のさまざまな事業が遂行できるのだと、常に意識することが必要です。

平成31年度 開成町行政連絡員・自治会長連絡協議会の年間会議日程

月	平成31年度
	会議開催予定日
4月	10日(水)
5月	8日(水)
6月	
7月	10日(水)
8月	
9月	18日(水)
10月	
11月	6日(水)
12月	
1月	8日(水)
2月	19日(水)
3月	

◆平成31年度自治会長会議開催予定日

- ・年間7回開催予定、原則として第2、第3水曜日に開催する。
- ・開催しない月…6月、8月、10月、12月、3月は開催しない。

自衛官募集に関する新聞報道について

【新聞報道記事】

平成 31 年 3 月 13 日（水） 神奈川新聞に掲載
自衛官募集に関する県内自治体の対応状況等

【開成町の対応】

〔情報提供の方法〕

- ・平成 29 年度までは、対象者を抽出した名簿の閲覧で対応
- ・平成 30 年度は、対象者を抽出した名簿を紙媒体で提出

〔根拠法令等〕

①自衛隊法第 97 条第 1 項

法定受託事務として自治体が「事務の一部を行う」と規定

②自衛隊法施行令第 120 条

防衛大臣が名簿の「提出を求めることができる」と規定

③開成町個人情報保護条例第 9 条

「利用及び提供の制限」を規定しているが、ただし書きで、同条第 1 項第 1 号に規定する「法令等の規定に基づき利用又は提供するとき」はこの限りではないと規定

④住民基本台帳法第 11 条

法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、国又は地方公共団体の機関は市町村長に対し、住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求することができると規定

※開成町個人情報保護条例には個人情報の利用や提供に制限があるが、ただし書きで法令の定めがあるときは除外されていることから、法令に基づく対応とした。

【今後の対応】

新聞報道を受けて、法的根拠等を再確認し、あらためて再検討する。

繁忙期（年度末）及び10連休の窓口開設について

1 繁忙期における休日窓口開設について

年度末は住民異動に関する届出が多く、窓口が混雑します。
また、平日に届出をすることができない方に対応するため、今年度も3月末の土・日曜日に窓口を開設します。

（1）開設日時

3月24日（日）及び3月30日（土） 8時30分～12時00分

（2）取扱業務・担当課

開設する窓口	主な業務
税務窓口課	住民異動届（転入・転出・転居）、住民票の写しの交付、戸籍関係の証明、印鑑登録、印鑑登録証明、マイナンバーカードの交付、国民年金加入等の手続き、原動機付自転車（50～125cc 以下）の登録及び廃車、諸税証明の発行
自治活動応援課	自治会加入案内、町民カレンダーの配布
環境防災課	犬の登録・変更の届出、し尿処理（くみ取り）諸手続き、ごみの出し案内、粗大ごみ収集申し込み
上下水道課	水道開閉栓受付、上下水道使用料納付などの手続き
福祉課	各種障害者手帳の届け出（身体・療育・精神保健福祉）、自立支援医療（更生・育成・精神通院）、障害者福祉サービス、障害児通所サービス手続き
保険健康課	介護保険に関する手続き、母子健康手帳の発行、転出入等に伴う国民健康保険、後期高齢者医療に関する手続き
教育総務課	小中学校転入学・新入学手続き
子ども・子育て支援室	児童手当、小児医療、児童扶養手当の届出、保育園手続き、幼稚園手続き、学童保育手続き
出納室	各税・料金などの納入

（3）住民への周知方法

- おしらせ版に掲載（3月1日号掲載済み）
- 町ホームページに掲載

（4）出勤職員の対応

- 担当各課は各日1名（税務窓口課職員は各日3名）で対応
- 勤務時間は8時30分から12時30分まで

（5）その他

- 徴収強化月間による休日開庁

日時：3月16日（土）及び3月24日（日） 8時30分～12時00分

- 統一地方選挙に伴う期日前投票所の開設

〔県〕 日時：3月22日（金）から4月6日（土）まで 8時00分～20時00分

〔町〕 日時：4月17日（水）から4月20日（土）まで 8時00分～20時00分

2 10連休の休日窓口開設について

2019年4月27日から5月6日まで10連休となります。

長期連休になることから企業等の人事異動に伴う住民異動の届出や、5月1日が新たな元号になること、大安であることから婚姻届など戸籍届出の提出が予想されます。10連休においても臨時で休日窓口を開設します。

(1) 開設日時

5月1日（水） 8時30分～12時00分

(2) 取扱業務・関係課

開設する窓口	主な業務
税務窓口課	住民異動届（転入・転出・転居）、戸籍届の受付、住民票の写し・戸籍証明・印鑑登録証明書の交付、マイナンバーカードの交付、印鑑登録、国民年金加入等の手続き、原動機付自転車（50～125cc 以下）の登録及び廃車、諸税証明の発行
（自治活動応援課）	自治会加入案内、町民カレンダー、ハザードマップの配布
環境防災課	犬の登録・変更の届出、し尿処理（くみ取り）諸手続き、ごみの出し案内、粗大ごみ収集申し込み
上下水道課	水道開閉栓受付、上下水道使用料納付などの手続き
福祉課	転出入等に伴う各種障害者手帳の住所変更等の手続き
保険健康課	転出入等に伴う国民健康保険、後期高齢者医療に関する手続き
子ども・子育て支援室	異動に伴う児童手当、小児医療、児童扶養手当の届出
出納室	各税・料金などの納入

(3) 住民への周知方法

- おしらせ版に掲載（4月1日号掲載予定）
- 町ホームページに掲載

(4) 出勤職員の対応

- 担当各課から原則1名（税務窓口課職員は3名）で対応
- 勤務時間は8時30分から12時30分まで

(5) その他

- 開成町駅前窓口コーナーの対応
通常どおり開所します。

日時：4月27日（土）及び5月4日（土） 9時00分～12時30分

課 長 会 議 資 料
平成 31 年 3 月 19 日
町民サービス部環境防災課

平成 30 年度 開成町浸水対応避難訓練実施結果について

○実 施 日 時 平成 31 年 2 月 17 日（日） 9：00～11：30

○参 加 団 体 開成町、町内自主防災会、開成町消防団

○訓練実施内容

- 開 成 町**
- ①災害対策本部【設置・運営】
 - ②広域避難所・一時避難場所・要援護者用拠点施設【開設・運営】
 - ③自主防災会・消防団との情報通信
 - ④住民への情報伝達・物資搬送

- 自主防災会**
- ①地区災害対策本部・地域避難所【設置・運営】
 - ②要援護者の安否確認及び避難誘導
 - ③地区内住民への避難呼掛け、避難誘導
 - ④町災害対策本部との情報伝達

- 消 防 団**
- ①町（消防団本部）との情報伝達
 - ②住民への広報・避難誘導
 - ③危険箇所の巡視及び監視

○参加人員

【町職員：42名】【各地区自主防災会：1,153名】
 【消防団：65名】【協力団体等：4名】 【計：1,264名】
 ※前回参加人員（平成24年度）【計：402名】

地 域 避 難 所 避 難 者 集 計 表【単位:人】																
	岡 野	金井島	上延沢	下延沢	円 中	宮 台	牛 島	上 島	河原町	榎 本	中家村	下 島	パレット	みなみ	合 計	
各自治会 参加者数	44	21	50	47	53	187	3	48	120	72	120	171	15	108	1,059	
	広域避難所						一時避難場所			要援護者拠点施設			合計	総計		
	文命中学校	南部コミュニティ	開成南小学校		足柄上合同庁舎	南開工業株	福祉会館									
各避難所 参加者数	263		89		203		55		30		108		748	1,153		
	町職員		消防団		協力団体			各自治会 参加者数		各避難所 参加者数		行政機関 参加者数		総計		
	42		65		4			405		748		111		1,264		

※網掛け部は積算対象外

平成 30 年度開成町浸水対応避難訓練振り返り結果【総括】

今回の浸水対応避難訓練のアンケートを受け、次年度以降の訓練について、対応を図ります。

①訓練内容の見直しを行います。

- ・ 訓練実施時期や避難所に到着して以降の訓練内容（避難所運営・開設・支援・ボランティア等）を見直し、内容を充実していきます。
- ・ 避難対象外地区についても、水害を想定した避難行動を加え（他地区からの受け入れ、避難対象地区への応援等）、防災訓練とは明確に差別化を図ります。
- ・ 要援護者の安否確認について、各自治会や関係団体等との協力体制を強化し、各自治会の手法確立を目指します。

②避難所運営マニュアル策定し、周知を徹底します。

- ・ 現在の避難所運営マニュアル（案）を修正・策定後、職員及び町民への周知とともに町民の共助意識を養成し、避難所の運営に積極的に関る基盤を醸成します。
- ・ 地域防災計画の修正に合わせて、より効率的な情報収集が可能となるよう、避難者名簿や避難者カードなどの関係様式や手順等を見直します。
- ・ 各地域避難所用の避難所運営マニュアルの作成を検討していきます。

③ハザードマップ説明会を実施していきます。

- ・ 地震と風水害の違いを説明し、避難所の運営や避難行動が円滑になるよう、町民に周知していきます。
- ・ 風水害時の避難について町の考え方（避難時期・避難方向・避難場所等）を周知していきます。

感震ブレーカー設置推進事業進捗状況報告書

NO	自治会名	合計				平成30年度(制度2年目)		平成29年度(制度1年目)		備考
		交付決定 件数合計 (件)	交付決定額 合計 (円)	地区世帯数 (世帯)	普及率 (%)	交付決定 件数 (件)	交付決定額 (円)	交付決定 件数 (件)	交付決定額 (円)	商品は1個1,800円(税込み) 町補助金は1個あたり1,300円 町補助金を除く500円の費用負担方法
1	岡野自治会	32	41,600	55	58.18	1	1,300	31	40,300	購入を希望する自治会員が負担
2	金井島自治会	133	172,900	266	50.00	24	31,200	109	141,700	購入を希望する自治会員が負担
3	上延沢自治会	161	209,300	875	18.40	28	36,400	133	172,900	購入を希望する自治会員が負担
4	下延沢自治会	107	139,100	424	25.24	28	36,400	79	102,700	購入を希望する自治会員が負担
5	円中自治会	249	323,700	609	40.89	59	76,700	190	247,000	500円全額を自治会が負担
6	宮台自治会	249	323,700	287	86.76	64	83,200	185	240,500	500円全額を自治会が負担
7	牛島自治会	101	131,300	367	27.52	20	26,000	81	105,300	購入を希望する自治会員が負担
8	上島自治会	212	275,600	531	39.92	10	13,000	202	262,600	200円を自治会が負担、購入を希望する 自治会員の負担は300円
9	河原町自治会	55	71,500	190	28.95	15	19,500	40	52,000	購入を希望する自治会員が負担
10	榎本自治会	100	130,000	185	54.05	26	33,800	74	96,200	購入を希望する自治会員が負担
11	中家村自治会	137	178,100	672	20.39	10	13,000	127	165,100	購入を希望する自治会員が負担
12	下島自治会	117	152,100	1,358	8.62	30	39,000	87	113,100	購入を希望する自治会員が負担
13	パレットガーデン自治会	276	358,800	479	57.62	276	358,800	－	－	500円全額を自治会が負担
14	みなみ自治会	10	13,000	377	2.65	10	13,000	－	－	購入を希望する自治会員が負担
	合計	1,939	2,520,700	6,675	29.05	601	781,300	1,338	1,739,400	

* 地区世帯数は地区別人口世帯数(平成31年1月1日)の数値を使用

平成30年度第1回職員情報受伝達訓練結果

【平成31年3月10日(日)14:00開始】

平成31年 3月19日

課 長 会 議 資 料

町民サービス部 環境防災課

○内容

【訓練】職員災害時情報受伝達訓練

先ほど強い地震が発生しました。開成町では震度6強を観測し、付近の建物に甚大な被害がでています。ただちに参集をお願いします。

①開成町職員等動員配備図及び参集連絡系統図により、上記内容を伝達してください。

②系統図末尾の方は伝達を受けた時刻・伝達内容を災害対策本部(防災メール)に回答してください。

【目標】

開成町地域防災計画上初動期において各班による分担業務の開始時間は1時間とされていることから系統図最初の職員から末尾の職員へ伝達され、末尾の職員から防災メールへ送信するまでの目標時間を1時間と設定しました。

【結果】

目標である1時間以内にほぼ全てのグループからメールの着信を確認でき、内容についても間違いなく正確に末尾職員まで伝達されていました。

今回は久しく実施していなかった電話での伝達訓練実施ということで事前に周知がされた中で行われたため、迅速な回答を得ることができたと考えられます。事前の情報無く訓練を実施した中で今回同様の結果を示せるかが今後の課題となります。

○所属ごとの情報受伝達結果【平成31年3月10日(日)集計】

所属	返信時間	分岐グループ数	分岐グループ末尾伝達 到達時間(数字はグループ数)			合計 (人) ※1	伝達内容 の正確性 ※2	特記事項
			1時間 以内	1～3 時間	3時間 超過			
企画政策課		2	2	0	0	7	○	
総務課		2	2	0	0	6	○	
財務課		2	2	0	0	8	○	
自治活動応援課		2	2	0	0	6	○	
税務窓口課		4	4	0	0	12	○	
出納室		1	0	1	0	3	○	
環境防災課		1	1	0	0	10	○	
福祉課		1	1	0	0	5	○	
保険健康課		4	4	0	0	15	○	
街づくり推進課		3	3	0	0	8	○	
上下水道課		2	2	0	0	7	○	
産業振興課		2	2	0	0	8	○	
議会		1	1	0	0	2	○	
教育総務課		2	2	0	0	6	○	
子ども・子育て支援室		1	1	0	0	5	○	
計		30	29	1	0	108		
割合(%)			96.7%	3.3%	0.0%	—		

※人数については、部長を重複して集計しています。

※2 ○:末尾職員まで正確に伝達内容が伝わった場合

×:末尾職員まで伝わった伝達内容が不正確だった場合

第34回全国健康福祉祭神奈川・横浜・川崎・相模原大会

ねんりんピックかながわ2021

「神奈川に 咲かせ長寿の いい笑顔」

～未病改善でスマイル100歳～

2021年11月6日（土）～11月9日（火）

基 本 構 想



平成31年2月

ねんりんピックかながわ2021実行委員会

I 基本方針

世界が経験したことのない超高齢社会が到来している我が国において、神奈川県では全国でも有数のスピードで高齢化が進んでいます。

このような中、高齢者が元気にいきいきと暮らし、地域社会の担い手として活躍していくことは、笑顔あふれる人生100歳時代を実現するための大きな礎となります。

第34回全国健康福祉祭神奈川・横浜・川崎・相模原大会は、高齢者をはじめ、誰もがスポーツや文化活動を楽しむとともに、かながわの魅力を存分に感じていただける大会となるよう、次の目標を掲げて開催します。

【大会目標】

1 未病改善で笑顔あふれる人生100歳時代を目指す大会

人生100歳時代を生きがいを持って謳歌するためには、誰もが健康で元気にいきいきと暮らせるよう、心身の状態をより健康な状態に近づけ、未病を改善することが大切です。高齢者をはじめ、大会に関わる全ての人々が健康増進への機運を高め、笑顔あふれる健康長寿社会を目指す大会とします。

2 誰もがともに生きる社会の実現に向けた大会

スポーツや文化活動を楽しむことは、地域や世代を超えて、あらゆる人々がお互いを認め合い、絆を深めることにつながります。大会を通じて、高齢者はもとより、誰もが交流やふれあいを深め、笑顔あふれる地域共生社会の実現に向けた大会とします。

3 ラグビーワールドカップ2019™、東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーを引き継ぐ大会

2021年に開催される本大会は、2019年のラグビーワールドカップ、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に引き続く、神奈川県内で開催される大規模なイベントです。

2020年までに高まったスポーツへの関心をしっかりと根付かせ、賑わいや楽しさが県内の隅々まで行きわたる大会にするとともに、大会終了後の高齢者スポーツ・文化の振興にもつながる大会とします。

4 多彩な魅力に富む「かながわ」を実感できる大会

「かながわ」は、都市機能の発展とともに、森や川、海が連なる豊かな自然環境と歴史、文化、観光資源などに恵まれた郷土です。開港以来、日本を代表する国際港湾都市として賑わい、「新しい価値を生み出し、魅力を高める文化芸術創造都市」を実現する「横浜市」や、「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち、かわさき」を目指す「川崎市」、首都圏南西部の広域交流拠点都市として活力と魅力あふれる未来を拓く「相模原市」をはじめ、それぞれの市町村が多彩な魅力に富んでいます。

全国から集う方々に心を込めたおもてなしでお迎えし、多彩な魅力に富む「かながわ」を感じていただきながら、誰もが笑顔あふれる思い出に残る大会とします。

Ⅱ 大会の概要

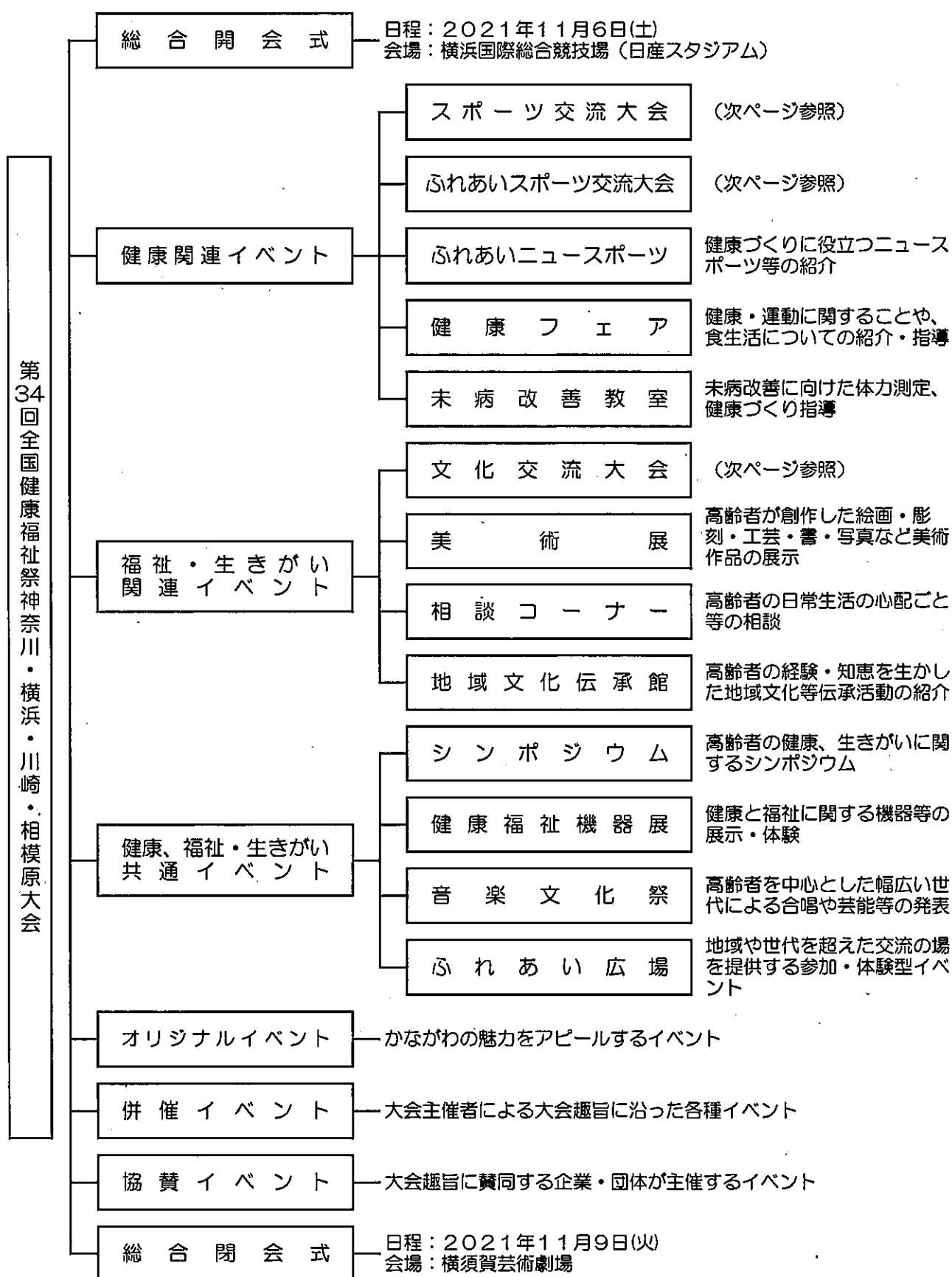
全国健康福祉祭（愛称：ねんりんピック）は、スポーツや文化種目の交流大会をはじめ、健康や福祉に関する多彩なイベントを通じ、主に60歳以上の高齢者を中心とする国民の健康保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力ある長寿社会の形成に寄与するため、昭和63（1988）年から毎年開催されています。

- 1 名 称 第34回全国健康福祉祭神奈川・横浜・川崎・相模原大会
- 2 愛 称 ねんりんピックかながわ2021
- 3 主 催 厚生労働省・神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市・
一般財団法人長寿社会開発センター
- 4 共 催 スポーツ庁
- 5 テーマ 神奈川に 咲かせ長寿の いい笑顔
～未病改善でスマイル100歳～
- 6 会 期 2021年11月6日（土）～11月9日（火）
- 7 参加予定人員 延べ約60万人（観客含む）
- 8 シンボルマーク



老いも若きも仲よく、ともに生きていく社会を二人の人物で表しています。また、2つの円は、その組み合わせにより、お互いに助け合い、健康と福祉の輪が未来に向かって広がっていくことを意味しています。

Ⅲ 事業体系



交流大会開催種目一覧

区 分	種 目	会 場 地
スポーツ交流大会 (10種目)	卓 球	横 須 賀 市
	テ ニ ス	横 浜 市
	ソ フ ト テ ニ ス	小 田 原 市 ・ 南 足 柄 市
	ソ フ ト ボ ー ル	小 田 原 市
	ゲ ー ト ボ ー ル	藤 沢 市
	ペ タ ン ク	大 井 町
	ゴ ル フ	箱 根 町
	マ ラ ソ ン	山 北 町
	弓 道	秦 野 市
	剣 道	伊 勢 原 市
ふれあいスポーツ 交流大会 (18種目)	水 泳	相 模 原 市
	グラウンド・ゴルフ	茅 ヶ 崎 市
	オリエンテーリング	真 鶴 町
	ラグビーフットボール	厚 木 市 ・ 海 老 名 市
	サ ッ カ ー	横 浜 市
	ソフトバレーボール	藤 沢 市
	な ぎ な た	川 崎 市
	ウ ォ ー ク ラ リ ー	座 間 市
	太 極 拳	大 和 市
	軟 式 野 球	川 崎 市 ・ 秦 野 市 ・ 中 井 町
	ターゲット・バードゴルフ	綾 瀬 市
	バウンドテニス	相 模 原 市
	ダンススポーツ	川 崎 市
	パ ー ク ゴ ル フ	開 成 町
	インディアカ	南 足 柄 市
	ス ポ ー ツ 吹 矢	平 塚 市
	サ ー フ ィ ン	茅 ヶ 崎 市 ・ 大 磯 町
	スポーツチャンバラ	鎌 倉 市
文化交流大会 (4種目)	囲 碁	平 塚 市
	将 棋	愛 川 町
	俳 句	湯 河 原 町
	健 康 マ ー ジ ャ ン	厚 木 市
計	32種目	26市町

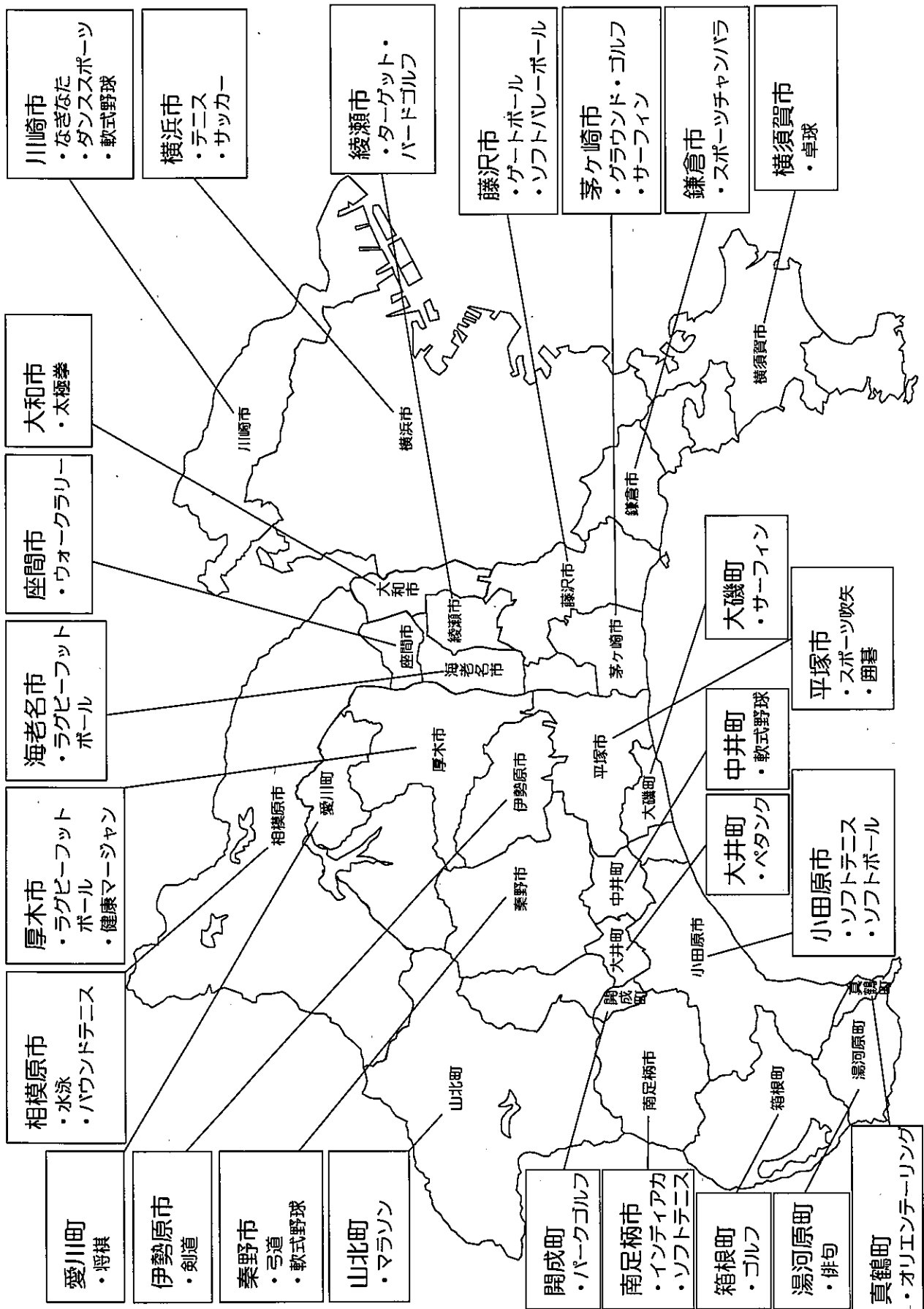
交流大会以外の開催種目

交流大会（スポーツ交流大会、ふれあいスポーツ交流大会及び文化交流大会）で開催する32種目以外にも、次の種目を開催する予定です。

セーリング、スポーツクライミング、カローリング、シャフルボード、ウォーキング、パッチワーク、かるた、民踊

※ 上記の種目は、ふれあいニュースポーツ、オリジナルイベント、併催イベント、協賛イベント等として実施する予定ですが、上記以外の種目についても、ふれあいニュースポーツ等として実施することを検討していきます。

交流大会会場地一覧



課長会議資料
平成 31 年 3 月 19 日
保健福祉部保険健康課

国民健康保険に係る平成 31 年度税制改正について

「地方税法施行令」及び「国民健康保険法施行令」の一部改正により、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を引き上げるとともに、5 割軽減及び 2 割軽減の対象世帯に係る所得判定基準が改正された。(平成 31 年 4 月 1 日施行)

これにより、今後開成町国民健康保険税条例を改正する予定である。

【改正内容】

- 1 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を 58 万円から 61 万円に引き上げる。
- 2 低所得者に対し、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準については次のとおりとする。
 - ① 5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乘じる金額を 27 万 5 千円から 28 万円に引き上げる。
 - ② 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乘じる金額を 50 万円から 51 万円に引き上げる。

【今後の予定】

- 5 月予定 開成町国民健康保険税条例の一部改正
- 6 月 国民健康保険税本算定

【参考】

国民健康保険税の軽減判定所得基準額の引き上げ

(現行)

区分	世帯の合計所得（世帯主＋国保加入者＋旧国保被保険者）
7割軽減	33万円以下
5割軽減	33万円＋（27.5万円×国保加入者数と旧国保被保険者数の合計数）以下
2割軽減	33万円＋（50万円×国保加入者数と旧国保被保険者数の合計数）以下

(改正後)

区分	世帯の合計所得（世帯主＋国保加入者＋旧国保被保険者）
7割軽減	33万円以下
5割軽減	33万円＋（28万円×国保加入者数と旧国保被保険者数の合計数）以下
2割軽減	33万円＋（51万円×国保加入者数と旧国保被保険者数の合計数）以下

(注) 旧国保被保険者：国保に加入していて、平成20年4月以降、後期高齢者医療へ移行した人のこと。

平成 31 年 3 月 19 日

課 長 会 議 資 料

保健福祉部保険健康課

介護保険料における低所得者の保険料軽減強化に係る 2019 年度の対応について

このことについて、次のとおり対応することとしましたので報告いたします。

1 経緯

国では、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）」による「介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）」の改正により、消費税による公費を投入して低所得者の保険料の軽減強化を行う仕組みを設け、2015 年 4 月から一部実施を行っているところですが、2019 年 10 月の消費税率 10%への引き上げに合わせて、更に軽減強化を行うこととしています。

また、この軽減強化は、本年 10 月の消費税率の引き上げによって、これまでの第 1 段階だけでなく第 2 段階及び第 3 段階にも拡大されます。

なお、低所得者の保険料軽減強化の完全実施に係る内容は次のとおりとなっています。

低所得者の保険料軽減強化の完全実施に係る内容
・ 第 1 段階の保険料基準額に対する割合：0.45→0.3 ※ 平成 27 年 4 月から一部実施している割合：0.5→0.45
・ 第 2 段階の保険料基準額に対する割合：0.75→0.5
・ 第 3 段階の保険料基準額に対する割合：0.75→0.7

2 開成町における保険料の設定

国の低所得者の保険料の軽減強化の拡大により、開成町においても 2019 年度の保険料設定が必要になります。

保険料の設定については調整率の変更によりますが、国からは保険料の賦課が年度単位であること、完全実施が 2019 年 10 月以降の消費税率の引き上げであることを反映し、2020 年度以降の完全実施時における軽減幅の半分の水準に形式的に設定するよう指示がありました。

国からの指示により設定した 2019 年度の調整率は次のとおりで、2020 年度は完全実施時の調整率としています。

区 分	調 整 率			2019 年度調整率の 考え方
	現行	2019 年度	2020 年度	
第 1 段階	0.45	0.375	0.3	$(0.45+0.3) \div 2$
第 2 段階	0.68	0.59	0.5	$(0.68+0.5) \div 2$
第 3 段階	0.72	0.71	0.7	$(0.72+0.7) \div 2$

なお、上記調整率による保険料は別紙のとおりです。

3 開成町介護保険条例の改正

介護保険料については、開成町介護保険条例（平成 12 年条例第 6 号）で規定されているため条例の一部改正が必要ですが、国の軽減強化完全実施に係る政令が現時点で公布されていないこと、2019 年度保険料の賦課（本算定）が 5 月下旬であることから、それまでに議案を上程する予定としています。

4 その他

今回の保険料軽減も含めて、町条例上の保険料と軽減強化後の保険料との差額については、第 1 段階から第 3 段階までの各段階における人数を乗じた額のうち国が 1 / 2、県が 1 / 4 を負担し、介護保険事業特別会計への一般会計繰出金の特定財源になっています。

なお、2019 年度における各段階別の差額は次のとおりです。

区 分	保険料（円）		差額（円）
	条例上	軽減後	
第 1 段階	32,160	24,120	△8,040
第 2 段階	43,730	37,940	△5,790
第 3 段階	46,310	45,660	△650